



No.	種別	質問	回答
1	申請	認可保育所・認定こども園・新制度幼稚園を利用していますが、無償化に関する手続きは必要ですか	認可保育所・認定こども園・新制度幼稚園を利用している方は、無償化に関する手続きは必要ありません。 ただし、認定こども園（教育部分）か新制度幼稚園を利用している方で、預かり保育の無償化を受ける場合は、保育の必要性が認定された方のみ対象になりますので、保育の必要性の認定を受けていることが条件になります。
2	申請	認可保育所・認定こども園（保育所部分）を利用していますが、保育の必要性の認定の申請は必要ですか	認可保育施設を利用している方は、入所申込時に保育の必要性を認定していますので必要ありません。
3	申請	認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育事業の利用が幼児教育・保育の無償化の対象になるためには、保育の必要性の認定を受ける必要がありますか？	保育の必要性の認定が必要です。 認可保育所・認定こども園・幼稚園を利用していない方で、保育の必要性がある場合は、保育の必要性の認定（施設等利用給付認定）を受けることで、3歳児から5歳児は月額37,000円、市民税非課税世帯の0歳児から2歳児は月額42,000円を上限に無償化になります。
4	申請	「保育の必要性が認められるには市への申請が必要」とありますが、申請とはどのようなものですか？	当ホームページ内「「保育の必要性」の認定申請について」に記載しましたので参照ください。 前述したとおりすでに保育の必要性の認定を行っている方は申請不要ですが、幼稚園および認定こども園の預かり保育、認可外保育施設等利用の無償化の対象となるためには、事前に市から「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。認定を受けたい月の前月末日までに幼保支援課で手続きをお願いします。
5	申請	市外の私立幼稚園に通っていますが、申請はその幼稚園の住所地の自治体が窓口となりますか？	利用者が居住する自治体への申請となります。



No.	種別	質問	回答
6	申請	10月以降ファミリーサポートや病児保育等を利用する場合、そもそもの受付窓口は市役所になるのですか？	無償化の対象となる保育の必要性に関する認定については市役所窓口にて申請が必要ですが、ファミリーサポート・病児保育利用に關しての利用手続き等は変更なく、各施設で行います。 保育の必要性が認められ、ファミリーサポートをご利用される方は、今まで通り、利用料は援助会員さんに直接現金で支払ってください。援助会員さんから受け取る活動報告書が領収書となりますので、活動報告書を市役所窓口にお持ちください。他の子ども・子育て支援施設等も利用された場合は、施設等利用費請求書にてまとめて請求することができます。 病児保育につきましても、一旦利用料を施設に支払っていただき、領収書と施設で発行してもらえらる利用証明書を携って市役所窓口にお越しください。ファミリーサポートと同様に他の子ども・子育て支援施設も利用された場合はまとめて請求することができます。 請求申請後、指定の口座へ利用料が振り込まれます。
7	申請	幼稚園預かり保育を利用する場合の保育の必要性の基準について、たとえば週2回程度の利用者であつたりする場合は利用したい時間の就労の証明書があるということでしょうか？	就労証明書における保育の必要性は月60時間以上であるか否かで判断されます。「利用したい時間の就労の証明書」という意味ではありません。
8	申請	障害者手帳を取得していたら保育の必要性が認められますか？	保育の必要性は障害者手帳の取得でただちに認められるわけではなく、申請書及び保育が困難な状況を記載した診断書の提出が必要です。その際に、障害者手帳の写しを添付することが必要となります。
9	申請	企業主導型保育施設を利用している場合はどうなりますか？	企業主導型保育施設については、市ではなく公益財団法人児童育成協会が費用の管理を行っているため、無償化適用については、まずはご利用の施設にお問い合わせください。
10	申請	認可外保育施設に通う場合も市役所へ申請が必要ですか？	認可外保育施設に通い、かつ無償化の適用を受ける場合は、市役所への申請が必要です。



No.	種別	質問	回答
11	申請	10月より新1号、新2号、新3号認定ができると聞きましたが、どのような違いがあるのですか？	保育の必要性や利用する施設等によって、受ける認定に違いがあります。ご質問の通り、従来の1号、2号、3号認定に加えて、10月より新1号、新2号、新3号認定が創設されました。詳細についてはホームページ内「その他参考資料等」→「幼児教育・保育の無償化後の認定について」にまとめましたのでご参照ください。
12	対象者	私の子は幼稚園に通っているのですが、臨時的に認可外保育施設を活用する場合がありますが、無償化の対象になりますか？	場合によって無償化の対象となります。 具体的には通園する幼稚園が提供する預かり保育事業が、以下①、②のいずれかに該当し保育ニーズが満たされていないと解釈できる場合です。 ①平日の預かり保育事業の提供時間数が8時間未満 ②年間開所日数200日未満 この場合においては 「預かり保育事業に係る施設等利用費の上限額（月額1.13万円。住民税非課税世帯の満3歳児は月額1.63万円）」－「預かり保育事業に係る無償化の実際の支給額」＝認可外保育施設等の利用における上限額とし無償化の対象となります。
13	対象者	チラシにおいて、「対象外」と記述されているところは利用できないということですか？ 例：専業主婦が預かり保育を利用する場合等	無償化の「対象外」であり、利用できないということではありません。
14	対象者	主婦でリフレッシュのために、幼稚園の預かり保育を利用しています。無償化の対象になりますか？	幼稚園の預かり保育の利用料は、保育が必要であると認定されたかたのみが無償化の対象になります。主婦の方等がいらっしゃる世帯は、保育が必要であるとは認定されないため、無償化の対象にはなりません。
15	利用料	幼稚園 25,700円 認可外 37,000円等、その金額を負担するのは保護者が負担するのか。それとも市が負担するのですか？	幼稚園 25,700円 認可外37,000円等は無償化となる上限額を指しています。この金額を超える場合は保護者負担となりますが、上限額内であれば保護者負担とはなりません。ただし、一部施設においては償還払い（費用をいったん全額支払い、申請等を行い払い戻しを受けること。）となるためご注意ください。



No.	種別	質問	回答
16	利用料	0歳～2歳児までの方については、住民税非課税世帯の方のみ無償化の対象とありますが、全額無償ですか？または月額の上限がありますか？	利用施設や保育の必要性に応じて、全額無償と上限がある場合があります。 0歳～2歳児までの方の無償化についてもチラシをホームページに掲載しておりますので、参照ください。 ※ 桑名市役所HP → https://www.city.kuwana.lg.jp/hoiku/kosodatekyouiku/kosodate/24-70284-231-869.html トップページ>子育て・教育>子育て > 保育施設・幼稚園・学童保育所 > 幼児教育・保育の無償化より閲覧できます。
17	利用料	第2子の子ども（0,1,2歳児）はいままで半額でしたが、上の子が3歳児以上で無償化対象となると第2子の支払いは全額となりますか。今までと同様に半額ですか。また、第3子はどのようになりますか？	令和5年4月から、世帯の年収や第1子の年齢に関わらず、保育施設に通うすべての0歳～2歳児のきょうだいの保育料を第2子であれば半額、第3子以降は無料としています。
18	利用料	幼稚園（新制度）と療育センターへ通っています。併用の場合も無償の対象とありますが、全額無償となりますか？	併用の場合も無償となります。
19	利用料	無償化に該当するようだが、支払はどう変わるのか。後から支払われるのですか？	基本的には現行の利用料の支払いがなくなり、後から支払われるという形式ではありません。ただし認可外保育施設等、上限があるものについては償還払い（費用をいったん全額支払い、申請等を行い払い戻しを受けること。）を予定しています。



No.	種別	質問	回答
20	利用料	「対象者は」に該当しない場合の保育料はどのようになりますか？	従前の保育料と変更はありません。
21	利用料	私立幼稚園就園奨励費補助金額はどのようになりますか？	私立幼稚園就園奨励費は令和元年10月より無償化事業へ移行されました。私立幼稚園就園奨励費の対象であった新制度未移行の幼稚園は月額25,700円を上限として無償となります。
22	利用料	各施設が徴収している、通園送迎費、食材料費、行事費などは無償化の対象になりますか？	各施設が徴収している実費費用などは、無償化の対象にはなりません。
23	施設	認可外保育施設とはどのようなものですか？	乳児又は幼児を保育することを目的とする施設で、県知事の認可を受けていない施設を総称したものです。施設によって受け入れ可能年齢や定員の違いがあり、運営方針も様々です。 例：「事業所内保育施設」会社が従業員のお子さんを対象に設置した施設 「院内保育所」病院が看護師などのお子さんを対象に設置した施設 等
24	食材料費	「対象となる費用のイメージ」→「2号認定子ども（保育利用・3歳以上の子ども）」において、今後保育料は無償化となるが、食材料費（給食の副食費）が実費負担となることが示されているが、食材料費（給食の副食費）とはいくらですか？	公立保育所については4,500円となります。私立保育園等その他の施設については各園にお問い合わせください。
25	食材料費	「対象となる費用のイメージ」において、食材料費（給食の副食費）が免除される場合はないのですか？	あります。 1号認定子ども（幼稚園等）は、年収360万円未満相当世帯及び同一世帯において、小学校3年生までで数えた場合の、第3子以降が給食の副食費免除対象となります。 2号認定子ども（保育所等（3～5歳））は、年収360万円未満相当世帯及び同一世帯において、小学校就学前までで数えた場合の、第3子以降が給食の副食費免除対象となります。



No.	種別	質問	回答
26	食材料費	主食費や副食費とはなんですか？	主食費とはごはんやパン等の費用を指します。副食費はおかず代等を指します。